

令和4年11月7日

厚生保健委員会

障害保健福祉課

障害者施設整備費助成事業の予算流用について

1 概要

障害者施設整備費助成事業（障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業）の事業費の不足分について予算流用により対応するもの。

2 背景

令和4年5月23日付け厚生労働省通知「障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業（令和3年度第一次補正予算分）」（令和4年度への繰越分）の国庫補助協議について（依頼）では、事業の対象経費のうち国の補助率が2/3と示されており、1/3については事業所負担とし公費負担 国 10/10 として9月補正の予算要求を行った。その後、国の内示により市が1/3負担することが国庫補助の前提であることが確認されたため、事業費の不足が生じることが判明した。

3 事業の内容

<流用前>

事業費 1,955 千円（国 1,955 千円）

※公費負担（国 10/10 補助）

※事業所負担 978 千円

<流用後>

事業費 2,933 千円（国 1,955 千円 市 978 千円）

※公費負担（国 2/3 補助 市 1/3 補助）

4 事業費等

区分	事業	節	細節	流用額（千円）
流用元	障害者計画策定事業	委託料	計画調査	△978
流用先	障害者施設整備費助成事業（補助金）	負担金補助及び交付金	補助金	978